

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月7日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二1162外26筆（11,131平方メートル）	砂（43,603立方メートル）	採取の期間	平成22年8月5日から平成24年1月14日まで	平成22年8月5日から平成25年1月14日まで	平成24年1月12日